

卷末資料 5
研究会設置要項

職業訓練の ICT 化に係る指導技法等の開発研究会 設置要項

(目的)

第1条 職業能力開発促進法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたる職業能力開発施策の基本方針について厚生労働大臣が策定する「第11次職業能力開発基本計画」において、「訓練内容の高度化や訓練実施の効率化を図るため、当機構が行うものづくり分野の職業訓練における新たなIT技術（AR・VR技術を活用した訓練、受講管理システム等）の導入に向けて、訓練手法の開発・検証等を進める。」とされたところである。

また、職業訓練や職業訓練指導員の養成訓練については、第4次産業革命に伴う技術革新の進展に対応した、新たな指導技法等の開発が求められている。

本調査研究では、上記の情勢を踏まえ、職業訓練のICT化に係る指導技法等の開発を行うことを目的とするものである。

本研究を行うため、「職業訓練のICT化に係る指導技法等の開発研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究事項)

第2条 下記の事項について開発等を行う。

- (1) デジタル技術を活用した訓練の新たな指導方法
- (2) デジタル技術を活用した訓練の新たな実施方法
- (3) デジタル技術を活用した訓練の新たな運営方法

(構成)

第3条 委員は民間有識者、地方自治体、厚生労働省、機構本部、職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）の関係分野に見識のある者の中から若干名で構成する。

2 研究会に、委員の中から座長を置くこととする。

(委嘱)

第4条 委員は、職業大校長が委嘱する。

2 委員の任期は委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(研究会の開催)

第5条 研究会は、職業大校長が招集し、開催する。

(作業部会)

第6条 研究会は、調査・研究を推進するために必要な作業部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 研究会及び作業部会の事務局は、職業大基盤整備センターに置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、研究会及び作業部会の運営に関する必要な事項は、職業大基盤整備センター所長が別に定める。

附則 この要項は、令和3年4月1日から施行する。